

報告第23号

専決処分について報告の件（その4）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

請負契約額の変更

町は、請負契約を次のとおり変更する。

- 1 工事名 (仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(電気設備)
- 2 契約金額 変更前 73,224,000円
変更後 72,824,400円
- 3 契約の相手方 道産・親栄特定建設工事共同企業体
代表者 芽室町東1条3丁目10番地
道産商事株式会社
代表取締役 松岡 隆義
構成員 芽室町東芽室北1線8番29
親栄電気工事株式会社 帯広営業所
所長 片倉 浩朝
- 4 工期 自 平成29年6月 5日
至 平成30年1月26日
- 5 工事概要 電気設備工事一式(受変電設備工事、電灯設備工事、音響設備工事、テレビ受信設備工事、自動火災報知設備、太陽光発電設備工事等)
- 6 変更内容 照明設備の数量変更に伴う減額変更
平成29年12月29日 専決処分

説明

(仮称) 芽室南小学校区保育所等複合施設建設工事(電気設備)について、設計書の内容の一部変更が生じたことから、設計変更に伴う請負契約額について変更契約を締結したものであります。